

災害時における物資の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社北海道ファミリーマート（以下「乙」という。）及び株式会社ファミリーマート（以下「丙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める地震、風水害その他の災害、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において応急生活物資の調達、安定供給を円滑に行うことを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において物資を供給する必要があるときは、乙及び丙に対し、乙及び丙が調達、製造が可能な範囲で物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長期間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。
- (2) 北海道内の被災市町村等から物資の供給要請があるとき。
- (3) 北海道外において災害等が発生し、都府県から物資の供給要請があるとき。
- (4) その他、物資の供給について、乙及び丙の支援が必要なとき。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙及び丙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、「物資供給可能数量報告書」（別紙様式第1）で報告のあった数量等の範囲内とする。ただし、甲から乙及び丙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙及び丙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができない場合があることを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他、甲が指定する物資

（要請手続き等）

第4条 甲は、第2条に定める要請を行う場合、乙及び丙に対して「災害時における物資供給要請書」（別紙様式第2）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 要請を受けた乙及び丙は、それぞれ物資の供給について「物資供給状況報告書」（別紙様式第3）をもって甲に報告するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、物資の引渡し場所までの運搬は、原則として乙又は丙、又は乙又は丙が指定するものを行うものとする。

2 乙及び丙は、甲に対して必要に応じて運搬の協力を求めることができる。

3 甲、又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。

(物資供給可能数量の報告)

第6条 乙及び丙は、物資の供給可能数量を協定締結後速やかに「物資供給可能数量報告書」(別紙様式第1)により甲に報告するものとし、変更があった場合には直ちに甲に報告するものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲、乙及び丙は、本協定に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙様式第4)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙又は丙が物資を運搬又は供給する際には、車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(費用等)

第9条 乙又は丙が供給した物資の対価は、甲又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村の負担とする。また、乙又は丙が行った運搬に係る費用は、通常の商品配送業務の範疇を著しく超える場合を除き、原則として乙又は丙の負担とする。

2 甲又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村が負担する費用は、災害時の直前における仕入価格を基準として、甲と乙又は丙が協議の上、決定するものとする。

3 甲、又は甲に物資の供給を要請した都府県又は市町村は、物資を引き取った後、乙又は丙の請求に基づき速やかにその代金を支払うものとする。

(平常時の活動)

第10条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙及び丙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

(その他)

第11条 乙及び丙は、自己の加盟店又は関係者(配送業者等)に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合は、甲は乙又は丙が本協定を履行することができないことがあることを承諾する。

(協議)

第12条 本協定について疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙又は丙とで協議して定めるものとする。

(協定期間)

第 13 条 本協定の有効期間は協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙、丙のいずれも解約の意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第 14 条 本協定を解約する場合は、甲、乙又は丙のいずれかが解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月22日

甲 北海道
北海道知事

北海道札幌市中央区北1条西13丁目4番地
乙 株式会社北海道ファミリーマート
代表取締役社長

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
丙 株式会社ファミリーマート
代表取締役社長

別紙様式第1

物資供給可能数量報告書

平成 年 月 日

北海道知事様

会社名

代表者名

(担当部署

)

「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき、当社の供給可能な保有数量を下記のとおり報告します。

記

供給物資の種類	数量	供給物資の種類	数量
(食料)		(日用品)	
おにぎり		石けん	
弁当		洗剤	
パン		タオル	
缶詰		ティッシュ	
カップみそ汁		ウェットティッシュ	
カップラーメン		ライター	
レトルト食品		ろうそく	
粉ミルク		カップ	
(飲料)		生理用品	
水(お茶等)		スプーン	
(衣料等)		割り箸	
下着類		ゴミ袋	
軍手		ラップ	
紙おむつ		懐中電灯	
		乾電池	
		カセットボンベ	
		(その他)	
[特記事項]			

※協定書第6条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

別紙様式第2

災害時における物資供給要請書

平成 年 月 日

会社名

代表者名

様

北海道知事

「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。
また、本要請に対する貴社の物資供給状況を別紙様式第3により報告願います。

記

要請する物資の内容

実施日時	品目	数量	搬入希望場所

問い合わせ先

北海道 部 課

TEL - -

FAX - -

担当

別紙様式第3

物資供給状況報告書

平成 年 月 日

北海道知事様

会社名

代表者名

(担当部署

)

「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき、当社の物資供給状況を下記のとおり報告します。

記

物資供給実施状況

実施日時	品目	数量	搬入場所

別紙様式第 4

連絡責任者届

平成 年 月 日

団体名

1. 連絡先

(第1連絡先)

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

(第2連絡先)

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

(第3連絡先)

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2. 勤務時間外及び休日の連絡先

(目的外使用禁止)

「災害時における物資の供給に関する協定書」に記載する活動に利用すること。